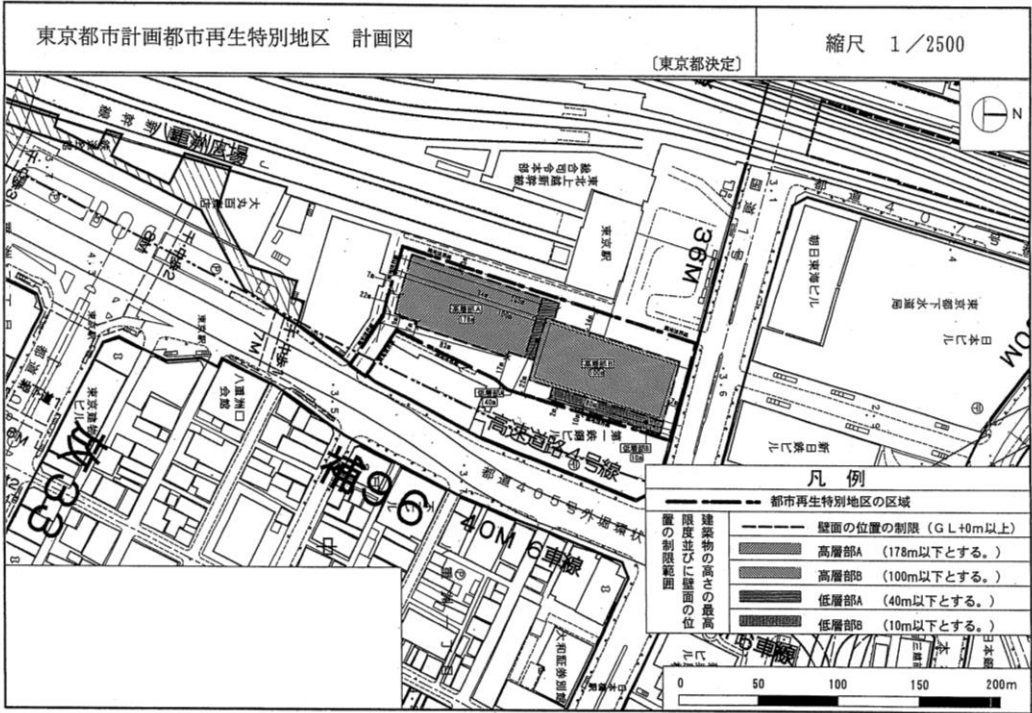


都市再生特別地区

区 域	丸の内１－１地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日・告示番号	変更 平 17 年 6 月 15 日 都告第 870 号
面 積	約 1.2ha
建築物その他の工作物の誘導すべき用途	—
建築物の容積率の最高限度	130／10 ただし、店舗、飲食店その他これらに類するもの、ホテル、観光インフォメーションセンターの用途に供する部分の合計の容積率を 25／10 以上とし、そのうちホテルの用途に供する部分の容積率を 20／10 以上とする。
建築物の容積率の最低限度	40／10
建築物の建蔽率の最高限度	6／10
建築物の建築面積の最低限度	3,000 ㎡
建築物の高さの最高限度	高層部 A：GL+178m、高層部 B：GL+100m 低層部 A：GL+ 40m、低層部 B：GL+ 10m
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （１）歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これに類するもの （２）給排気施設の部分 （３）建築の出入り口の上部に位置する庇の部分
摘 要	

位置＜参考＞



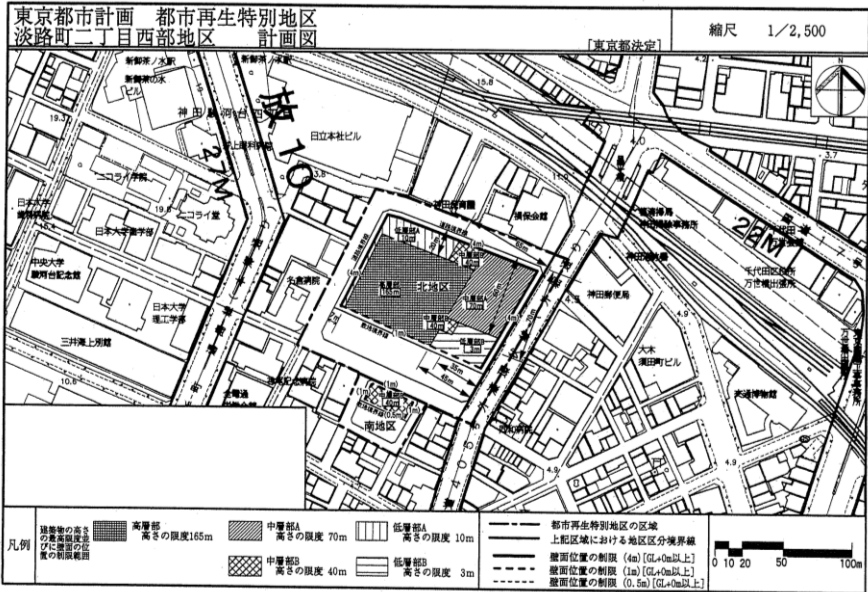
区 域		大手町地区 都市再生特別地区							
都市計画区域		東京							
決定・変更 年月日 告示番号		変更 平 18 年 1 月 23 日 都告第 44 号 変更 平 21 年 3 月 6 日 都告第 274 号 変更 平 24 年 12 月 19 日 都告第 1754 号 (B-2 街区)、 変更 平 24 年 12 月 19 日 都告第 1755 号 (D ゾーン) 変更 平 25 年 6 月 17 日 都告第 890 号 (B-3 街区) (B-4 街区) 変更 平 28 年 4 月 19 日 都告第 859 号 (D-1 街区) (D-2 街区) 変更 令和 3 年 4 月 9 日 都告第 611 号 (D-1 街区)							
種類 面積	全域	16.2ha							
	ゾーン	A	B (7.8)				C	D	
	街区 (約 ha)		B-1	B-2	B-3	B-4		D-1	D-2
			1.5	1.9	1.4	2.4	2.1	3.1	3.5
建築物その他の工 作物の誘導すべき 用途		—							
建築物の 容積率の 最高限度		159／10（注 1） ただし、容積 率が 138／10 を超える部 分について は、19／10 以上を国際 カンファレ ンス施設を 中心に、交 流機能や情 報受発信機 能に寄与す る施設及び それらに付 随する施設 の用途とし る。 また、地下 鉄大手町駅 へ接続する 地下通路を 整備しない 場合は2／10 を減ずる。	157／10（注 2） ただし、容積 率が 147／ 10 を超える 部分につい ては、4／10 以上を国際 金融拠点を 支援する交 流・情報発信 機能に寄与 する施設、医 療施設及び これらに付 随する施設 の用途とし る。	165／10(注 3) ただし、15／ 10 以上を海外 企業等支援施 設、宿泊施設 及びこれらに 付随する施設 の用途とする。	157 / 10 （注 4）た だし、4／ 10 以上を 情報通信基 盤（IDC）、 国際カンフ ァレンス及 びこれらに 付随する施 設の用途と する。	147／10	186／10（注 5） ただし、30／10 以上を、商業、 国際的・先進的 なビジネス活動 を促進する施 設、都市の魅力 想像に資する施 設、居住・滞在 施設及びこれら に付随する施設 の用途とする。	151／10 ただし、道 路等必要 な都市基 盤が確保 されるま では、21 ／10 を 減ずる。	
建築物の容積率 の最低限度		40／10						40／10 （注 8）	
建築物の建蔽率 の最高限度		7／10					7／10（注 6）		7／10
建築物の建築面 積の最低限度		8,000 m ²	6,000 m ²	10,000 m ²	700 m ²	700 m ² ただし、歩行者 の快適性及び安 全性を高めるた めに設ける建築 物、にぎわいの 形成に寄与する 建築物、換気等 の用に供する建 築物その他の公 益上必要な建 築物については この限りでは ない。	700 m ² （注 8）		

建築物の 高さ の最高限度	高層部 A: GL+155m 高層部 B: GL+180m 高層部 C: GL+125m 低層部 GL+30m	高層部 A: GL+157m 高層部 B: GL+177m 低層部 A: GL+35m 低層部 B: GL+25m 低層部 C: GL+5m	高層部 A: GL+170m 高層部 B: GL+90m ※高層部 A の GL は T.P.+4.2m、 高層部 B の GL は T.P.+3.9m とする	高層部 A : GL+180m 高層部 B : GL+170m 低層部 A : GL+65m 低層部 B : GL+25m ※高さの基 準となる GL は T.P.+3.9m とする	GL+150m ただし、市街 地環境及び 都市景観上 の観点から、 支障がない と知事が認 めた場合は、 200m を限度 にその数値 とすること ができる	高層部 A: GL+230m 高層部 B: GL+390m 高層部 C: GL+130m 低層部 GL+70m ※高さの基準と なる GL は T.P.+4.1m とす る。(注7)	GL +200m
壁面の位置の 制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。						建 築 物 の 外 壁 又 は こ れ に 代 わ る 柱 は 計 画 図 に 示 す 壁 面 線 を 超 え て 建 築 し て は な ら な い。 (注8)
	1) 歩行者の 快適性及び 安全性を高 めるために 設ける庇、そ の他これに 類するもの 2) 給排気施 設の部分 3) 建物の出 入り口の上 部に位置す る庇の部分 4) 公益上必 要な建築物 等で当該建 築物の敷地 内に存する もの	1) 歩行者の 快適性及び 安全性を高 めるために 設ける庇、展 示・修景施 設、壁面緑化 その他これ に類するも の 2) 給排気施 設の部分 3) 建物の出 入り口の上 部に位置す る庇の部分 4) 公益上必 要な建築物 等で当該建 築物の敷地 内に存する もの	1) 歩行者の快 適性及び安全 性を高めるた めに設ける庇、 案内板、柵、修 景施設その他 これらに類す るもの 2) 給排気施設 の部分。 3) 建物の出入 り口の上に位 置する庇の部 分。 4) 公益上必要 な建築物等で 当該建築物の 敷地内に存す るもの。	1) 歩行者 デッキ、階 段、エレベ ーター、エ スカレータ ーこれらの 上部に設置 される屋根 その他これ らに類する もの 2) 歩行者 の快適性及 び安全性を高 めるために 設ける庇、案内板、 柵、修景施 設その他こ れらに類す るもの 3) 給排気 施設の部分 4) 建物の 出入り口の 上部に位置 する庇の部 分 5) 公益上 必要な建 築物等で 当該建 築物の敷 地内に存 するもの	1) 歩行者の 快適性及び 安全性を高 めるために 設ける庇、そ の他これに 類するもの 2) 給排気施 設の部分 3) 建物の出 入り口の上 部に位置す る庇の部分 4) 公益上必 要な建築物 等で当該建 築物の敷地 内に存する もの	1) 歩行者の快 適性及び安全 性を高めるた めに設ける屋根、ひ さし、塀、柵そ の他これに類す るもの 2) 給排気施設 の部分 3) 建築物の出 入り口の上に 位置するひさしの 部分 4) 公益上必要 な建築物等で 当該建築物の敷地 内に存するもの 5) 景観形成上 必要な意匠上の 突起物	
備考	地域冷暖房 施設及び地 域変電所の 用に供する 部分 は、 5,700 m ² を上	1 地域冷暖房 施設の用に 供する部分 は、3,000 m ² を上限とし て除く。	1 地域冷暖房 施設、中水道施 設及び発電室 の用に供する 部分は、4,000 m ² を上限とし	以下のもの は容積率の 算定の基礎 となる延べ 面積から除 く。		1.公共下水道の 用に供するポン プ施設部分は、 5,000 m ² を上限 として、容積率 の算定の基礎と	都 市 計 画 区 公 園 内 の 公 園 施 設 等 に つ い て

	限として除く。(注1)	(注2) 2 中水道施設の用に供する部分は、800 m²を上限として除く。 (注2) 3 別添図のとおり地下通路整備及び日本橋川沿いの修景整備を行う。	て除く。(注3) 2 防災用備蓄倉庫の用に供する部分は700 m²を上限として除く。 (注3) 3 コージェネレーション施設の用に供する部分は650 m²を上限として除く。(注3) 4 駅その他これに類するものから道路等の公共用地に至る動線上無理のない経路上にある通路、階段、傾斜路、昇降機その他これらに類するものは、300 m²を上限として除く。(注3) 5 別添図のとおり地下通路整備、歩行者専用道の環境整備及び人道橋整備を行う。	1 地域冷暖房施設の用に供する部分は、3,500 m²を上限として除く。 (注4) 2. 中水道施設の用に供する部分は1,500 m²を上限として除く。 (注4) 3 コージェネレーション施設の用に供する部分は3,000 m²を上限として除く。 (注4) 4 別添図のとおり人道橋整備を行う。	なる延べ面積から除く。(注5) 2.電気事業の用に供する変電所部分は、12,000 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注5) 3.地域冷暖房施設、中水道施設、発電室、大型受水槽室、コージェネレーション設備その他これらに類するものの用に供する部分は、42,000 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。 (注5) 4.防災用備蓄倉庫の用に供する部分は、4,000 m²を上限として、容積率の基礎となる延べ面積から除く。(注5) 5.駅等から道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路、階段、傾斜路、昇降機その他これらに類するものの用に供する部分は、3,500 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注5) 6.建築基準法第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては、2/10を加えた数値とする。 (注6) 7.建築基準法第2条第1項第1号に該当する建築物以外の工作物については除く。(注7) 8.別添図のとおり、道路表層整備、公園・河川	はこの限りではない。 (注8)
--	--------------------	---	---	--	--	----------------------------

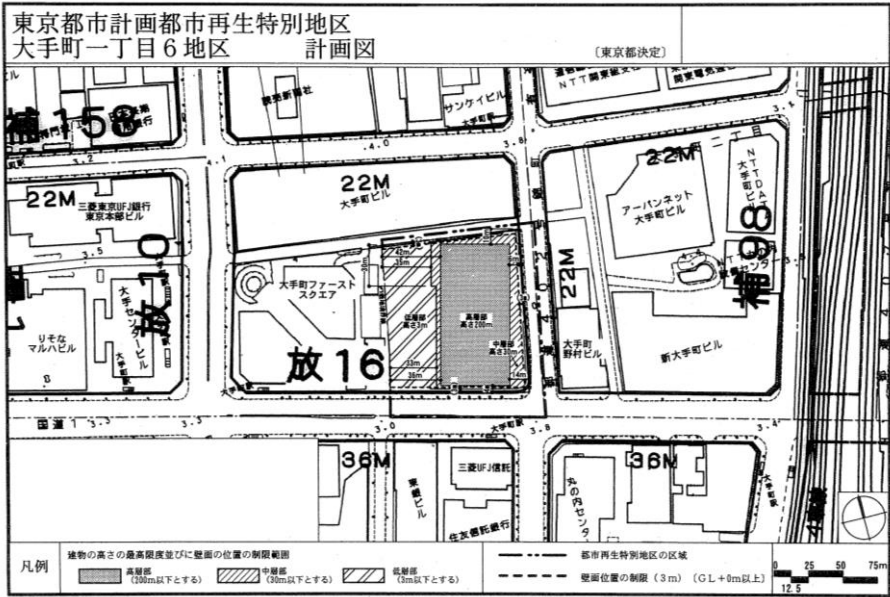
区 域	淡路町二丁目西部地区 都市再生特別地区	
都市計画区域	東京	
決定・変更年月日 告示番号	変更 平 19 年 4 月 6 日 都告第 573 号	
面 積	北地区 約 2.0ha	南地区 約 0.2ha
建築物その他の工作物の 誘導すべき用途	—	
建築物の容積率の最高限度	99／10（注 1） ただし住宅の用途に供する部分の容積率を 31／10 以上、地域コミュニティ施設の用途に供する部分の容積率を 1／10 以上とする。	55／10
建築物の容積率 の最低限度	40／10	
建築物の建蔽率 の最高限度	7／10	9／10
建築物の建築面積 の最低限度	1,000 ㎡	200 ㎡
建築物の高さ の最高限度	高層部 ： GL+165m 中層部 A： GL+70m 中層部 B： GL+40m 低層部 A： GL+10m 低層部 B： GL+3m	中層部 B： GL+40m
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、道路と接続する歩行者用の通路及び通路内の階段を除く。	
摘 要	（注 1） 建築基準法第 52 条第 14 項の規定により、特定行政庁が許可したものはこの限りでない。 別途図のとおり、保水性舗装及び電線類の地中化を実施するものとする。	

位置＜参考＞



区 域	大手町一丁目6地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 平 19 年 8 月 22 日 都告第 1092 号
面 積	約 1.5ha
建築物その他の 工作物の誘導 すべき用途	—
建築物の容積率の 最高限度	160／10 ただし非業務の用途に供する部分の容積率を 30／10（うち 20／10 をホテル等の滞在機能の用途）以上とする
建築物の容積率 の最低限度	40／10
建築物の建蔽率 の最高限度	6／10
建築物の建築面積 の最低限度	3,000 m ² ただし、建築物の高さの最高限度が低層部の区域内では、歩行者の快適性を高めるために設ける建築物、賑わいの形成に寄与する建築物についてはこれを下回ることができる
建築物の高さ の最高限度	高層部：GL+200m 中層部：GL+30m 低層部：GL+3m ただし、賑わいの形成に寄与する建築物については、GL+10m まで建設できるものとする
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。 （１）歩行者の通行の用に供する階段、エレベーター、エスカレーター及びこれらの上部に設置される屋根、その他これらに類するもの （２）給排気施設の部分 （３）建物の出入り口の上部に位置する庇の部分 （４）公益上必要な建築物で当該建築物の敷地内に存するもの
摘 要	別途図のとおり、地下鉄大手町駅鉄道施設を整備・改善するものとする。

位置＜参考＞



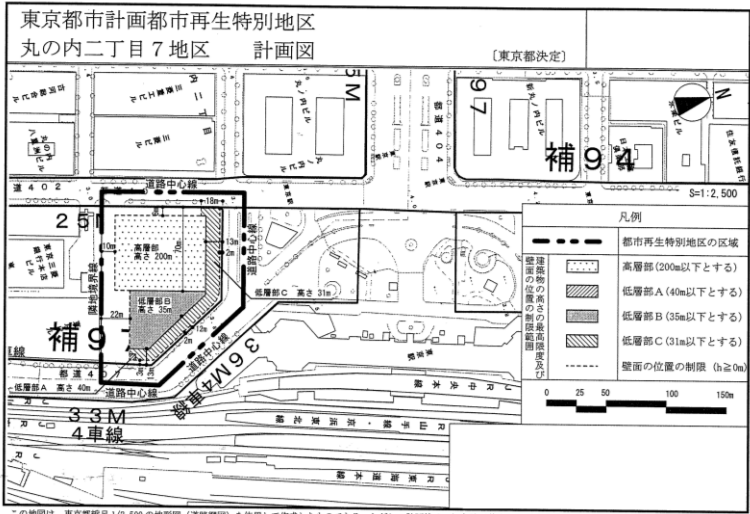
区 域	神田駿河台三丁目 9 地区 都市再生特別地区		
都市計画区域	東京		
決定・年月日 告示番号	変更 平 20 年 6 月 20 日 都告第 887 号		
面 積	約 2.2ha		
		A 地区 約 0.7ha	B 地区 約 1.5ha
建築物その他の 工作物の誘導 すべき用途	—		
建築物の容積率の 最高限度	71／10 ただし、9／10 以上を交流施設、店舗、 地域冷暖房施設等の公益施設とする	112／10	53／10
建築物の容積率 の最低限度	40／10	—	—
建築物の建蔽率 の最高限度	8／10 ただし、建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築にあつては、2／10 を 加えた数値とする	—	—
建築物の建築面積 の最低限度	1,000 m ²	—	—
建築物の高さ の最高限度	—	高層部 : GL+105m 低層部 A : GL+15m 低層部 B : GL+10m	高層部 : GL+105m 低層部 C : GL+5m 低層部 D : GL+15m 低層部 E : GL+10m 低層部 F : GL+5m
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物、鉄道施設等はこの限りではない。 (1) 歩行者空間の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これに類するもの (2) 給排気施設の部分 (3) 建物の出入り口の上部に位置する庇等の部分 (4) 公益上必要な建築物で当該建築物の敷地内に存するもの (5) 隣地境界に面する部分におけるよう壁		
摘 要	別途図のとおり、道路整備、道路表層整備及び道路地下通路整備を実施する。		

位置＜参考＞



区 域	丸の内二丁目 7 地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 平 21 年 3 月 6 日 都告第 275 号
面 積	約 1.7ha
建築物その他の 工作物の誘導 すべき用途	—
建築物の容積率の 最高限度	163／10（注 1） ただし、インフォメーション、ミュージアムを中心とした文化・情報・交流施設及びこれに付随する施設の用途に供する部分の容積率を 4／10 以上とする。 また、特例容積率の限度の指定が行われない場合又は取り消された場合は 141／10 とする。
建築物の容積率 の最低限度	40／10
建築物の建蔽率 の最高限度	8／10
建築物の建築面積 の最低限度	8,000 ㎡
建築物の高さ の最高限度	高層部 : GL+200m 低層部 A : GL+40m 低層部 B : GL+35m 低層部 C : GL+31m
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。 （１）歩行者空間の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これに類するもの （２）給排気施設の部分 （３）建物の出入り口の上部に位置する庇等の部分 （４）公益上必要な建築物で当該建築物の敷地内に存するもの （５）歴史的建造物等に付随する庇・屋外階段
摘 要	（注 1） 地域冷暖房施設及び中水道施設の用に供する部分は、3,900 ㎡を上限として除く。 別途図のとおり、東京駅前地下通路整備を行う。

位置＜参考＞



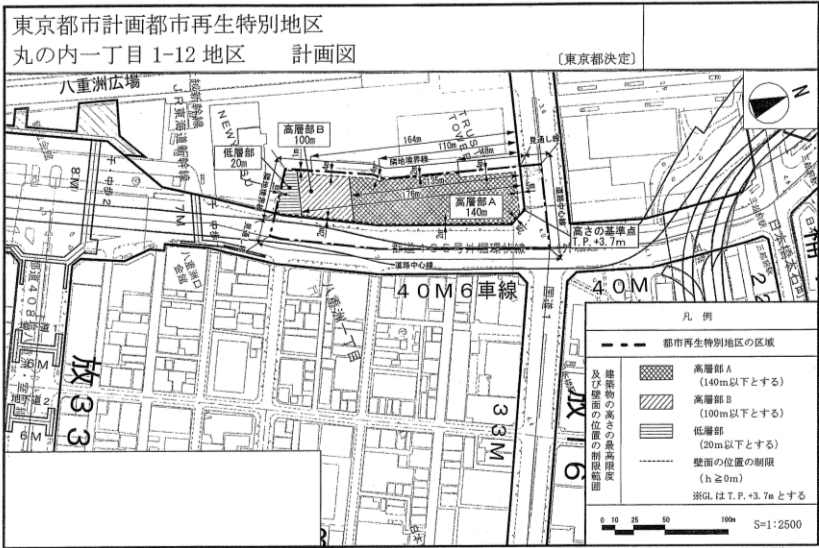
区 域	神田駿河台四丁目6地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 平 22 年 3 月 5 日 都告第 252 号
面 積	約 1.3ha
建築物その他の工作物の誘 導すべき用途	—
建築物の容積率の最高 限度	97/10 (注 1) ただし、11/10 以上を文化交流施設、教育関連施設及びこれらに付随する施設とする。
建築物の容積率 の最低限度	40/10
建築物の建蔽率 の最高限度	8/10 ただし、建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあつては、2/10 を加えた数値とする
建築物の建築面積 の最低限度	1,000 m ²
建築物の高さ の最高限度	高層部：GL+118m 低層部：GL+5m ※GL は T.P.+18.28 とする
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 (1) 歩行者用通路（歩行者デッキ、地下鉄駅改札内通路等を含む）、階段、エレベーター、エスカレーター及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの (2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これに類するもの (3) 地下鉄駅関連施設等の公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するもの (4) 給排気施設の部分 (5) 建物の出入り口の上部に位置する庇の部分 (6) 石垣・レンガ等の歴史的資源の保全・活用の目的で設置される壁面等
摘 要	別途図のとおり、地下通路及び駅施設等整備、接続ブリッジ整備並びに道路表層整備を行う。

位置＜参考＞



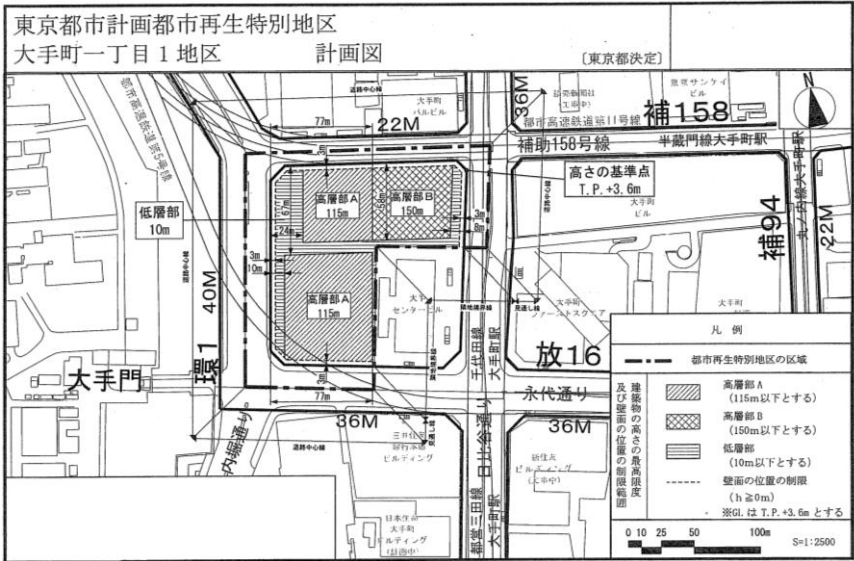
区 域	丸の内一丁目1－12地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 平23年8月19日 都告第1242号
面 積	約1.3ha
建築物その他の工作物の 誘導すべき用途	—
建築物の容積率の最 高限度	140/10（注） ただし、19/10以上をサービスアパートメント、ビジネスサポート施設、バス 待合い施設及びこれらに付随する施設とする。
建築物の容積率 の最低限度	40/10
建築物の建蔽率 の最高限度	8/10 ただし、建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物にあっては、 2/10を加えた数値とする
建築物の建築面積 の最低限度	2,000 m ²
建築物の高さ の最高限度	高層部 A：GL+140m 高層部 B：GL+100m 低層部：GL+20m ※GLは T.P.+3.7m とする
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはな らない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1）歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これらに類 するもの （2）地下鉄駅関連施設等の公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存 するもの （3）給排気施設の部分 （4）建物の出入り口の上部に位置する庇の部分 （5）隣地境界に面する部分における擁壁、へい
摘 要	1. 電気事業の用に供する変電所、中水道施設及び防災用備蓄倉庫の用に供す る部分は 1,500 m ² を上限として除く。（注） 2. 駅その他これに類するものから道路等の公共空地に至る動線上無理のない 経路上にある通路、階段、傾斜路、昇降機その他これらに類するものは 600 m ² を上限として除く。（注） 3. 別添図のとおり、地下通路及整備及び道路表層整備を行う。

位置＜参考＞



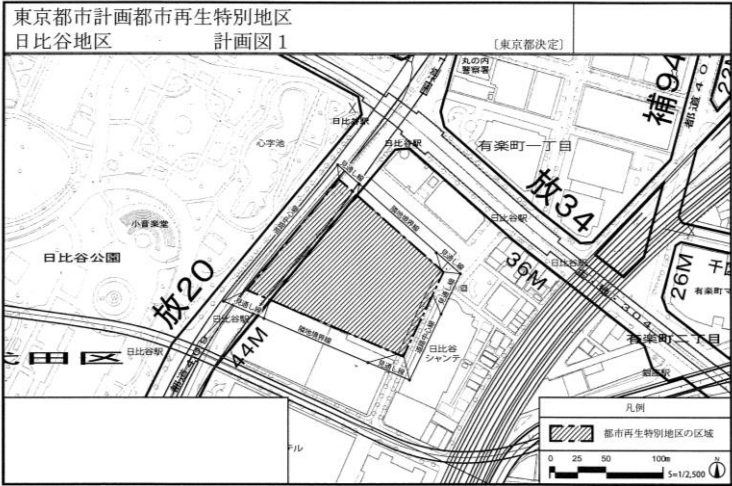
区 域	大手町一丁目1地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 平24年6月11日 都告第1013号
面 積	約2.4ha
建築物その他の工作物の 誘導すべき用途	—
建築物の容積率の最 高限度	140/10（注） ただし、10/10以上をサービスアパートメント、交流施設等とする。
建築物の容積率 の最低限度	40/10
建築物の建蔽率 の最高限度	6/10
建築物の建築面積 の最低限度	2,000 m ²
建築物の高さ の最高限度	高層部 A：GL+115m 高層部 B：GL+150m 低層部：GL+10m ※GLは T.P.+3.6m とする
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1）歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、案内板、柵その他これらに類するもの （2）給排気施設の部分 （3）建物の出入り口の上部に位置する庇の部分 （4）公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するもの
摘 要	1. 地域冷暖房施設、中水道施設及び発電室の用に供する部分は 5,000 m ² を上限として除く。（注） 2. 防災用備蓄倉庫の用に供する部分は 700 m ² を上限として除く。（注） 3. 駅その他これに類するものから道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路、階段、傾斜路、昇降機その他これらに類するものは 200 m ² を上限として除く。（注） 4. 別添図のとおり、地下通路及整備及び道路表層整備を行う。

位置＜参考＞



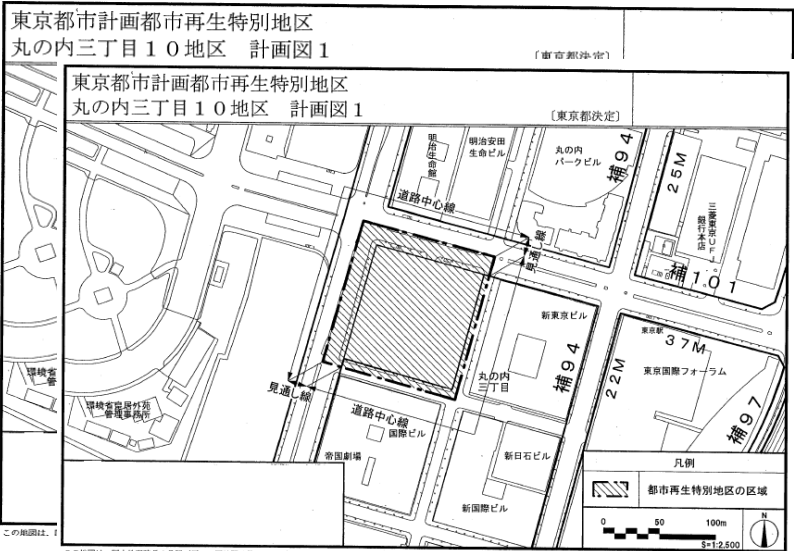
区 域	日比谷地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 平 25 年 12 月 6 日 都告第 1645 号
面 積	約 1.4ha
建築物その他の工作物の誘導すべき用途	—
建築物の容積率の最高限度	145／10 （注 1）ただし、18／100 以上を産業支援に寄与する施設等及びこれに付随する施設の用途とする。
建築物の容積率の最低限度	40／10
建築物の建蔽率の最高限度	8／10 （注 2）
建築物の建築面積の最低限度	500 m ²
建築物の高さの最高限度	高層部 A：GL+198m、中層部 A：GL+68m、中層部 B：GL+36m （注 3）、※GLは T.P.+3.0m とする
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1） 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これに類するもの （2） 地下鉄駅出入口施設等の公益上必要な建築物等当該敷地内に存するもの （3） 隣地の公益上必要な建築物と接続するための建築物の敷地内に存するもの （4） 給排気施設の部分 （5） 建築物の出入口口の上部に位置する庇の部分 （6） 景観形成上必要な意匠上の突起物
摘 要	1. 以下の部分は容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 1）中水道施設の用に供する部分は 600 m ² を上限として除く。 2）地域冷暖房施設の用に供する部分は 3000 m ² を上限として除く。 3）コージェネレーション施設の用に供する部分は 1200 m ² を上限として除く。 4）駅その他これに類するものから道路等の公共空地に至る動線上、無理のない経路上にある通路、階段、傾斜路、昇降機その他これらに類するものの用に供する部分は 50 m ² を上限として除く 2. 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあつては、2／10 を加えた数値とする。（注 2） 3. 建築基準法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する建築物以外の工作物については除く。（注 3） 4. 別添図のとおり地下通路、道路表層及び広場・施設等の整備を行う。

位置＜参考＞



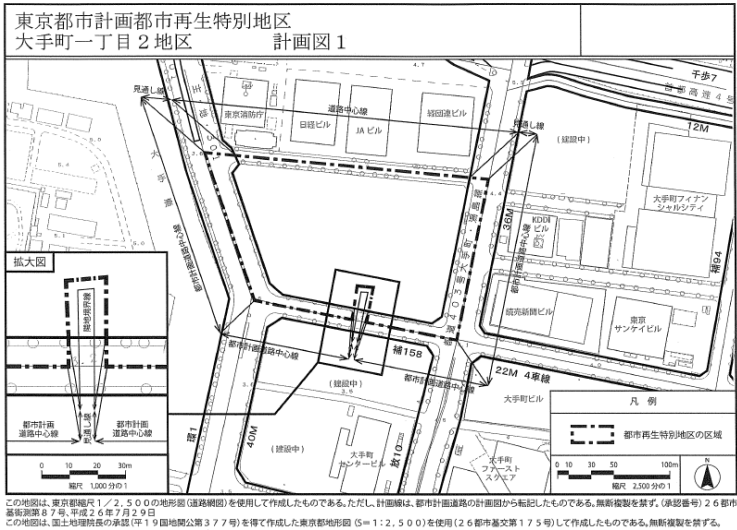
区 域	丸の内三丁目１０地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 平 26 年 12 月 18 日 都告第 1683 号
面 積	約 1.6ha
建築物その他の工作物の誘導すべき用途	—
建築物の容積率の最高限度	150／10 （注 1）ただし、115／100 以上を国際交流機能に資する施設及びこれに付随する施設の用途とする。
建築物の容積率の最低限度	40／10
建築物の建蔽率の最高限度	8／10 （注 2）
建築物の建築面積の最低限度	1000 ㎡
建築物の高さの最高限度	高層部 A：GL+150m、低層部 A：GL+40m、低層部 B：GL+32m (注 3)、※GLは T.P.+3.1m とする
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （１） 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これに類するもの （２） 地下鉄駅関連施設等の公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するもの （３） 給排気施設の部分 （４） 建築物の出入り口の上部に位置する庇の部分 （５） 景観形成上必要な意匠上の突起物
摘 要	1. 地域冷暖房施設、中水道施設及びコージェネレーション設備の用に供する部分は、3700 ㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 2. 駅その他これに類するものから道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路、階段、傾斜路、昇降機その他これらに類するものは 450 ㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 3. 建築基準法第 53 条第 5 項第一号に該当する建築物にあっては、2／10 を加えた数値とする。（注 2） 4. 建築基準法第 2 条第 1 項第一号に該当する建築物以外の工作物については除く。（注 3） 5. 別添図のとおり地下歩行者通路整備、地下自動車通路整備及び洞道整備を行う。

位置＜参考＞



区 域	大手町一丁目2地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 平 27 年 7 月 8 日 都告第 1092 号
面 積	約 2.8ha
建築物その他の工作物の誘導すべき用途	—
建築物の容積率の最高限度	145／10 （注 1）ただし、6／10 以上を多目的ホール、ホワイエ、ホテル、バンケット等の用途とする。
建築物の容積率の最低限度	40／10
建築物の建蔽率の最高限度	6／10
建築物の建築面積の最低限度	3,000 ㎡（注 2）
建築物の高さの最高限度	高層部 A：GL+200m、高層部 B：GL+160m、高層部 C：GL+100m ※高さの基準点は T.P.+4.1m とする
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 （1） 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇、その他これに類するもの （2） 給排気施設の部分 位置<参考>建築物の出入り口の上部に位置する庇の部分 （4） 公益上必要な建築物で当該建築物の敷地内に存するもの
摘 要	1. 地域冷暖房施設及び中水道施設の用に供する部分は、9,400 ㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 2. コージェネレーション設備の用に供する部分は 550 ㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 3. 駅等から道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路、階段、傾斜路、昇降機その他これらに類するものの用に供する部分は、1050 ㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 4. 高層部 C の区域内では、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける建築物については、これを下回ることができる。（注 2） 5. 別添図のとおり地下通路整備、及び道路表層整備を行う。

位置<参考>



区 域	内神田一丁目地区 都市再生特別地区
都市計画区域	東京
決定・変更年月日 告示番号	変更 令和 2 年 10 月 6 日 都告第 1252 号
面 積	約 1.0ha
建築物その他の工作物 の誘導すべき用途	—
建築物の容積率の 最高限度	140／10 （注 1）ただし、6／10 以上を国際的・先進的なビジネス活動を促進する施設、都市の魅力創造に資する施設及びこれらに付随する施設の用途とする。
建築物の容積率 の最低限度	40／10
建築物の建蔽率 の最高限度	8／10（注 2）
建築物の建築面積 の最低限度	1,000 m ²
建築物の高さ の最高限度	高層部：130m、低層部：15m ※高さの基準点は T.P.+5.2m とする
壁面の位置の制限	建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等はこの限りではない。 （1） 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、庇、落下防止柵その他これに類するもの （2） 建築物の出入り口の上部に位置する庇の部分
摘 要	1. 地域冷暖房施設の用に供する部分その他これらに類するものは、2,200 m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注 1） 2. 建築基準法第 53 条第 5 項第一号に該当する建築物にあっては、2/10 を加えた数値とする。（注 2） 3. 別添図のとおり、船着場整備、道路表層整備及び無電柱化を行う。

位置＜参考＞



(その他の既決定の地区)

地区名	位置	面積
大崎駅西口 E 東地区	品川区大崎二丁目及び三丁目各地内	約 2.4ha
大崎駅西口 A 地区	品川区大崎二丁目地内	約 1.8ha
西新宿一丁目 7 地区	新宿区西新宿一丁目地内	約 0.9ha
日本橋室町東地区	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内	約 1.8ha
北品川五丁目第一地区	品川区北品川五丁目地内	約 3.6ha
銀座四丁目 6 地区	中央区銀座四丁目地内	約 0.9ha
渋谷二丁目 21 地区	渋谷区渋谷二丁目地内	約 1.1ha
京橋二丁目 16 地区	中央区京橋二丁目地内	約 0.7ha
京橋二丁目 3 地区	中央区京橋二丁目地内	約 1.0ha
銀座四丁目 12 地区	中央区銀座四丁目地内	約 1.0ha
京橋三丁目 1 地区	中央区京橋三丁目地内	約 1.3ha
銀座六丁目 10 地区	中央区銀座六丁目地内	約 1.4ha
日本橋二丁目地区	中央区日本橋二丁目地内	約 4.8ha
浜松町二丁目 4 地区	港区浜松町二丁目地内	約 3.2ha
渋谷駅地区	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び二丁目地内	約 4.9ha
渋谷三丁目 21 地区	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内	約 1.0ha
虎ノ門二丁目地区	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内	約 2.9ha
桜丘町 1 地区	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内	約 2.6ha
竹芝地区	港区海岸一丁目地内	約 2.4ha
虎ノ門四丁目地区	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内	約 1.8ha
虎ノ門一丁目 3・17 地区	港区虎ノ門一丁目地内	約 2.2ha
八重洲一丁目 6 地区	中央区八重洲一丁目地内	約 1.4ha
八重洲二丁目 1 地区	中央区八重洲二丁目地内	約 1.7ha
宇田川町 1 5 地区	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内	約 0.7ha
京橋一丁目東地区	中央区京橋一丁目地内	約 1.6ha
八重洲二丁目中地区	中央区八重洲二丁目地内	約 2.2ha
虎ノ門・麻布台地区	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内	約 8.1ha
日本橋一丁目中地区	中央区日本橋一丁目地内	約 3.9ha
芝浦一丁目地区	港区芝浦一丁目地内	約 4.7ha
虎ノ門一・二丁目地区	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内	約 2.4ha
赤坂二丁目地区	港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内	約 2.0ha

歌舞伎町一丁目地区	新宿区歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目各地内	約 0.6ha
品川駅北周辺地区	港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内	約 9.5ha
日本橋室町一丁目地区	中央区日本橋室町一丁目地内	約 1.1ha
八重洲一丁目北地区	中央区八重洲一丁目地内	約 1.6ha
東池袋一丁目地区	豊島区東池袋一丁目地内	約 1.5ha
新宿駅西口地区	新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内	約 1.6ha
虎ノ門一丁目東地区	港区虎ノ門一丁目地内	約 1.1ha
赤坂二・六丁目地区	港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内	約 3.4ha
渋谷区二丁目西地区	渋谷区渋谷二丁目地内	約 5.8ha
日本橋一丁目東地区	中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内	約 7.2ha
日本橋一丁目 1・2 番地区	中央区日本橋一丁目地内	約 1.6ha
新宿駅西南口地区	新宿区西新宿一丁目及び渋谷区代々木二丁目各地内	約 3.8ha
京橋三丁目東地区	中央区京橋三丁目地内	約 0.9ha
宮益坂地区	渋谷区渋谷一丁目及び渋谷区二丁目各地内	約 2.8ha
品川駅街区地区	港区高輪三丁目、港南二丁目各地内	約 3.3ha
田町駅西口駅前地区	港区芝五丁目地内	約 0.8ha
六本木五丁目西地区	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地内	約 10.1ha

当初決定：平 16 年 1 月 20 日 大崎駅西口 E 東地区

それ以降は全て都市計画変更